

【配当等とみなす金額に関する支払調書（支払通知書）】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- 1 この支払調書（支払通知書）は、法第25条第1項の規定により剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は金銭の分配（以下この表において「配当等」という。）とみなされるものについて使用すること。
- 2 この支払調書（支払通知書）の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する場合にあつては当該支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号（(12)において「法人番号」という。）を、支払通知書を作成する場合にあつては当該支払通知書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。
 - (2) 「1株又は出資1口当たりの額」の欄の「金銭」及び「金銭以外の資産の価額」の項については、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。
 - (イ) 「金銭」の項 法第25条第1項各号に掲げる事由により同項に規定する株主等（以下この表において「株主等」という。）に交付をした金銭の額の合計額を当該事由に係る発行済み株式等総数（当該事由が、令第61条第2項第1号に掲げる事由である場合には同号に規定する被合併法人の同号に規定する発行済み株式等の総数をいい、同項第2号又は第3号に掲げる事由である場合には当該事由に係る株式の総数をいい、同項第4号に掲げる事由である場合には同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イに規定する株式の総数又は同号ロに規定する種類の株式の総数をいい、同項第5号に掲げる事由である場合には同項第1号に規定する投資法人（以下この表において「投資法人」という。）の発行済みの同号に規定する投資口（以下この表において「投資口」という。）の総数をいい、同項第6号に掲げる事由である場合には同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イに規定する発行済み株式等の総数又は同号ロに規定する種類の株式の総数をいう。（2）において同じ。）で除して計算した金額
 - (ロ) 「金銭以外の資産の価額」の「株式又は出資」の項 法第25条第1項第1号から第3号まで又は第7号に掲げる事由により株主等に交付をしたこれらの規定に規定する合併、分割型分割、株式分配又は組織変更に係る令第112条第1項に規定する合併法人若しくは合併親法人、令第113条第1項に規定する分割承継法人若しくは分割承継親法人、令第113条の2第1項に規定する完全子法人又は当該組織変更をした法人の株式（投資口を含む。以下この表において同じ。）又は出資（(イ)において「合併法人株式等」という。）の価額の合計額を当該事由に係る発行済み株式等総数で除して計算した金額
 - (ハ) 「金銭以外の資産の価額」の「その他の資産」の項 法第25条第1項各号に掲げる事由により株主等に交付をした金銭以外の資産（合併法人株式等を除く。）の価額の合計額を当該事由に係る発行済み株式等総数で除して計算した金額
 - (3) 「1株又は出資1口当たりの資本金等の額から成る部分の金額」の項には、金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となつた次に掲げる事由の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。
 - (イ) 令第61条第2項第1号に掲げる合併 当該合併に係る同号に規定する被合併法人の同号に規定する資本金等の額を同号に規定する発行済み株式等の総数で除して計算した金額
 - (ロ) 令第61条第2項第2号に掲げる分割型分割 当該分割型分割に係る同号に規定する分割法人の同号に規定する分割資本金等を同号に規定する分割型分割に係る株式の総数で除して計算した金額
 - (ハ) 令第61条第2項第3号に掲げる株式分配 当該株式分配に係る同号に規定する現物分配法人の同号に規定する分配資本金等を同号に規定する株式分配に係る株式の総数で除して計算した金額
 - (ニ) 令第61条第2項第4号に掲げる資本の払戻し又は解散による残余財産の分配（以下この表において「払戻し等」という。） 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額
 - (i) (ii)に掲げる法人以外の法人 当該法人の当該払戻し等に係る令第61条第2項第4号イに規定する払戻等対応資本金額等を当該払戻し等に係る株式の総数で除して計算した金額
 - (ii) 令第61条第2項第4号ロに規定する法人 当該法人の当該資本の払戻しに係る種類の株式に係る同号ロに規定する払戻対応種類資本金額を当該資本の払戻しに係る当該種類の株式の総数で除して計算した金額
 - (ホ) 令第61条第2項第5号に掲げる出資等減少分配 当該出資等減少分配を行つた投資法人の同号に規定する分配対応資本金額等を当該投資法人の発行済みの投資口の総数で除して計算した金額
 - (ヘ) 令第61条第2項第6号に掲げる自己株式の取得等 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額
 - (i) 令第61条第2項第6号イに規定する法人 当該法人の同号イに規定する資本金等の額を同号イに規定する発行済み株式等の総数で除して計算した金額（当該資本金等の額が零以下である場合には、零）
 - (ii) 令第61条第2項第6号ロに規定する法人 当該法人の当該自己株式の取得等に係る株式と同一の種類の株式に係る同号ロに規定する種類資本金額を当該種類の株式の総数で除して計算した金額（当該種類資本金額が零以下である場合には、零）

- (4) 「株式の数又は出資の口数」の項には、金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となった次に掲げる事由の区分に応じそれぞれ次に定める数を記載すること。
- (イ) 令第61条第2項第1号に掲げる合併 その交付を受けた者が当該合併の直前に有していた当該合併に係る同号に規定する被合併法人の株式の数又は出資の口数
 - (ロ) 令第61条第2項第2号に掲げる分割型分割 その交付を受けた者が当該分割型分割の直前に有していた当該分割型分割に係る同号に規定する分割法人の株式の数又は出資の口数
 - (ハ) 令第61条第2項第3号に掲げる株式分配 その交付を受けた者が当該株式分配の直前に有していた当該株式分配に係る同号に規定する現物分配法人の株式の数又は出資の口数
 - (ニ) 令第61条第2項第4号に掲げる資本の払戻し等 その交付を受けた者が当該払戻し等の直前に有していた当該払戻し等を行った法人の当該払戻し等に係る株式の数又は出資の口数
 - (ホ) 令第61条第2項第5号に掲げる出資等減少分配 その交付を受けた者が当該出資等減少分配の直前に有していた当該出資等減少分配を行った投資法人の投資口の数
 - (ヘ) 令第61条第2項第6号に掲げる自己株式の取得等 その交付を受けた者が当該自己株式の取得等の直前に有していた当該自己株式の取得等を行った法人の当該自己株式の取得等に係る株式の数又は出資の口数
- (5) 数種の株式がある場合には、その区分に従い該当欄に併記すること。
- (6) 金銭又は金銭以外の資産の交付が二回以上にわたって行われる場合には、既に交付した額の累積額を「配当等とみなされる金額の総額」の項に外書すること。
- (7) 「通知外国税相当額」の項には、配当等に係る租税特別措置法施行令第4条の9第14項、第4条の10第10項、第4条の11第10項若しくは第5条第10項に規定する通知外国法人税相当額（(7)において「調整対象通知外国法人税相当額」という。）又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者（(12)において「支払の取扱者」という。）が同項に規定する上場株式等の配当等で配当等に該当するものの交付をする場合における当該配当等に係る同令第4条の6の2第29項に規定する通知外国法人税相当額を記載すること。また、記載した金額が当該調整対象通知外国法人税相当額又は当該通知外国法人税相当額のいずれかに該当するかの別を「摘要」欄に記載すること。
- (8) 無記名株式等（法第36条第3項に規定する無記名株式等をいう。（9）において同じ。）について、元本の所有者と金銭又は金銭以外の資産の交付を受けた者とが異なる場合には、元本の所有者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び氏名又は名称を「摘要」の欄に記載すること。
- (9) 法第25条第1項各号に掲げる事由（当該事由の生じた日と同項の規定により配当等とみなされる金額の交付の確定した日（無記名株式等に係る配当等とみなされるものについては、その交付をした日）とが異なる場合には、その事由及びその事由の生じた日）を合併、分割型分割、株式分配、資本の払戻し、出資等減少分配、残余財産の分配、自己の株式の取得、自己の出資の取得、出資の消却、出資の払戻し、退社、脱退、組織変更、信託の併合、信託の分割、元本の払戻し、信託の終了のように「摘要」の欄に記載すること。
- (10) その支払うべき配当等が、租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（(10)において「上場株式等の配当等」という。）に該当する場合には「(上場)」と、上場株式等の配当等以外の配当等に該当する場合には「(一般)」とそれぞれ「摘要」の欄に記載すること。
- (11) 納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
- (12) 配当等の支払の取扱者がこの支払調書（支払通知書）を作成する場合には、当該配当等の支払者及び当該支払の取扱者の双方の名称、所在地及び法人番号を、それぞれ「支払者」の欄又は「支払の取扱者」の欄に記載すること。
- (13) 支払を受ける者が非居住者又は外国法人である場合には、「摘要」の欄に(非)と記載すること。
- (14) 租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減又は非課税に関する規定により軽減され、又は非課税とされるものを含む。）については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 3 この表に記載すべき事項を記載した書面（用紙の大きさは、日本産業規格A4に準ずる。）をもつてこの表に代えることができる。
- 4 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。